

延岡市景観計画（届出の手引き）



延岡市は、海、山、川などの豊かな自然の恩恵を受けながら、時代時代の人々の営みによってその歴史を刻んできました。それらが蓄積し、現在の延岡の風土が形成されております。

延岡に住む人にとっても、延岡を訪れる人にとっても、心地よいまちを形成していくために、延岡の風土や歴史を大切にしたい良好な景観の形成を進めていく必要があります。そのため、本市は、平成 22 年度に「延岡市景観計画」「延岡市景観条例」を定めました。

本手引きは、各種届出等の手続きについて説明したものです。本市の良好な景観形成のため、ご理解とご協力をお願いします。

目次

1. 届出が必要な区域	1
2. 届出が必要な行為	1
3. 届出対象行為の考え方	3
4. 届出を要しない行為	5
5. 届出の手順	6
6. 届出に必要な書類、様式等	7
7. 城山周辺地区における高さ制限について	13
8. 延岡市景観計画における色彩基準	14

本手引きにおいては、以下のとおり省略します。

景観法:「法」

景観法施行令 :「政令」

景観法施行規則:「省令」

延岡市景観条例:「条例」

延岡市景観規則:「規則」

延岡市景観要綱:「要綱」

1. 届出が必要な区域

届出が必要な区域は、延岡市全域とします。



●景観形成重点地区

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区については、「景観形成重点地区」に定め、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進します。景観形成重点地区として、以下の地区を指定しました。

景観形成重点地区	城山周辺地区	シンボルロード周辺地区
景観形成方針	城山の歴史や自然と調和した、落ち着きと風格のある城下町景観づくり	背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなか景観づくり
区域図	 図で着色している箇所を対象区域とします。	 図に指定する路線の道路境界線に接する敷地を対象区域とします。

2. 届出が必要な行為

●市内全域（景観形成重点地区を除く）での届出対象行為

景観形成重点地区を除く市内全域で、以下のいずれかに該当する規模の建築物、工作物の新築等の行為を行う際は、市長（都市計画課）へ届出が必要です。

○建築物

届出対象行為	届出を要する規模
新築、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	高さ13m以上または 延べ面積500㎡以上の建築物 延長30m以上のアーケード

○工作物

届出対象行為	届出を要する規模
新設、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	高さ13m以上

●景観形成重点地区での届出対象行為

景観形成重点地区で以下の行為を行う場合は、市長(都市計画課)へ届出が必要です。

○建築物

届出対象行為	届出を要する規模
新築、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	全ての建築物

○工作物

届出対象行為	届出を要する規模
新設、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	高さ13m以上

○その他

届出対象行為	届出を要する規模
土地の形質の変更	区画面積3,000㎡以上 または法面高5m以上
木材の伐採または移植	区画面積3,000㎡以上 ※ただし、維持管理のための伐採 または移植は届出対象外
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積または貯蔵	集積等の期間が6ヶ月を超えるもので、 500㎡以上または高さ5m以上

(注) 区画面積については、水平投影面積とします。また、集積等の面積については、点在于して集積する場合その全ての箇所を囲んだ範囲とします。

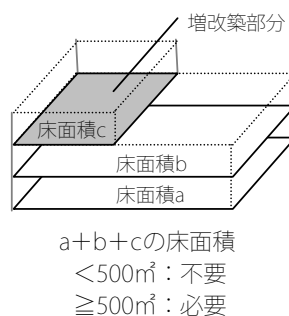
【工作物の種類】

1. 煙突
2. 電波塔、鉄塔その他これらに類するもの（※電柱は含まれません。）
3. 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
4. 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
5. 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
6. ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
7. メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
8. 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎の用途に供する工作物で原動機を使用するもの
9. アスファルト、石油、ガス等を原料とする製品の製造を行う施設
10. 自動車車庫の用途に供する工作物
11. 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する工作物
12. 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

3. 届出対象行為の考え方

○延面積の取扱い（増改築）

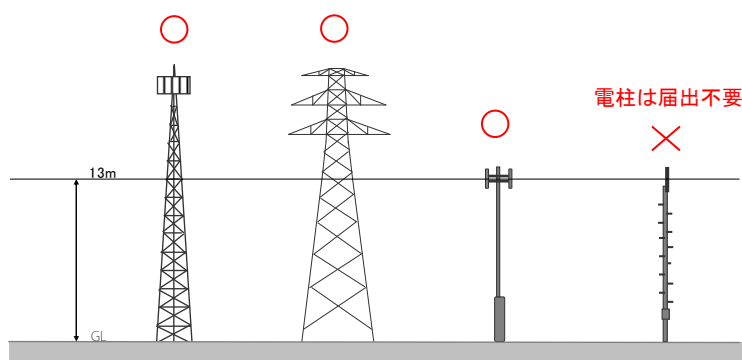
増改築の場合は、増改築後の延べ面積が 500 m²以上になった場合は届出が必要になります。



○高さの取扱い

・工作物単体の場合

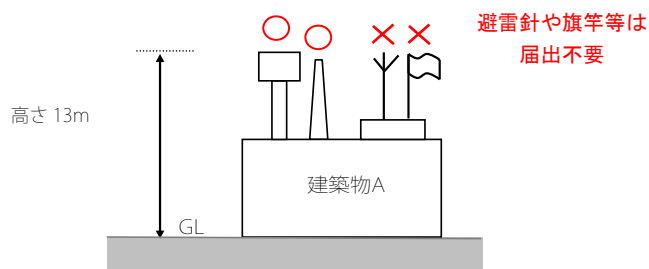
電柱は、届出は必要ありません。



・建築物の屋上に工作物が設置されている場合

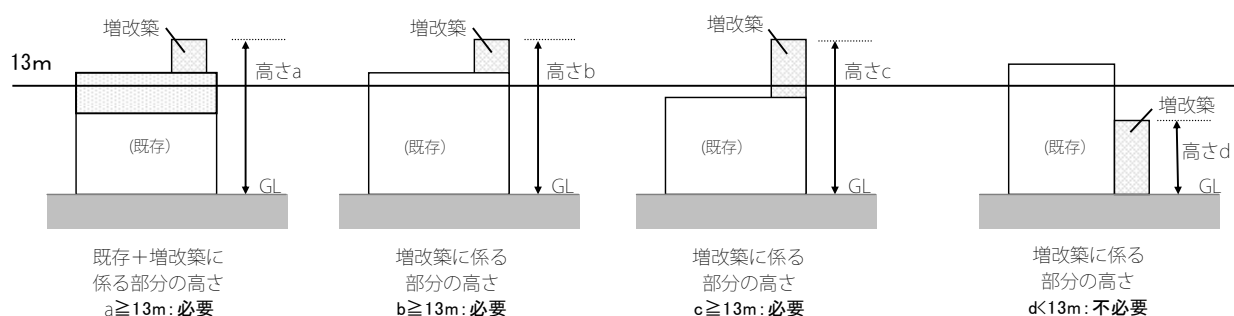
建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとしします。

届出が必要な工作物	届出が不要な工作物
・大規模なアンテナ ・携帯電話のアンテナ ・高架水槽・塔屋 ・パラペット など	・避雷針 ・旗竿 ・小規模なアンテナ など



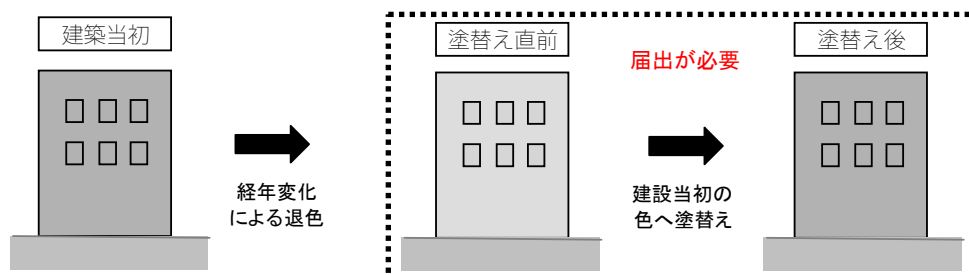
・建築物や工作物の増改築の場合

増改築後の工作物を含めた高さが13m以上になった場合は届出が必要となります。また、既存部分が13mを超えていても、増改築を行う部分が13m未満の場合は、届出は不要です。



○色彩の変更

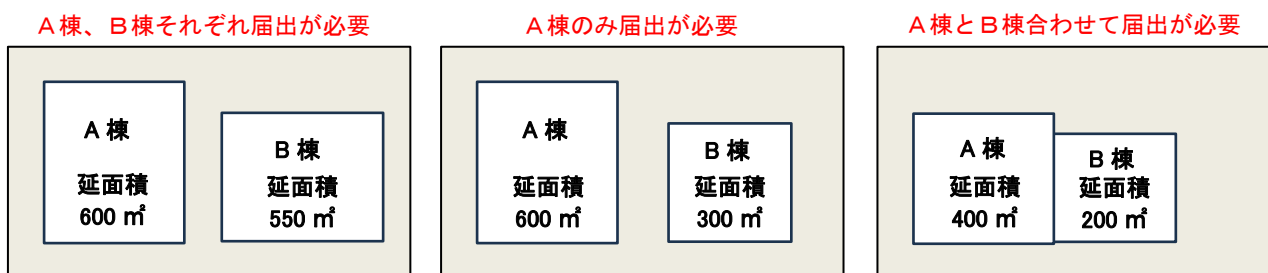
「色彩の変更」とは、行為（例えば外壁の塗替え）の直前の外観（色彩）と行為後の外観（色彩）が異なることを指します。したがって、色彩の変更を行う場合のみでなく、建築当初と全く同じ色に塗替える場合も届出対象となります。



○同一敷地内に複数の建築物を建築する場合

棟ごとに届け出が必要か判断します。

複数の建築物が接している場合は、一体の建築物と考え届け出が必要か判断します。

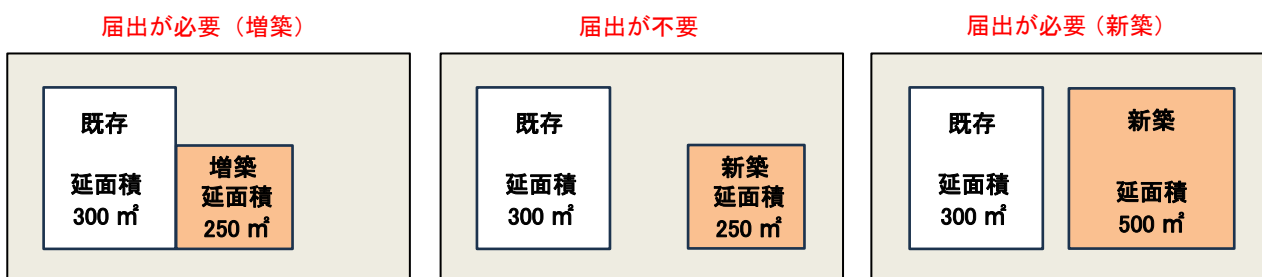


A棟とB棟が接しているため、
2つの棟の合計延面積で判断する

○増築の考え方について

既存の建築物と接して建築する場合は、増築と判断します。

同一敷地内であっても既存の建築物から離れた場所に建築する場合は、新築と判断します。



4. 届出を要しない行為

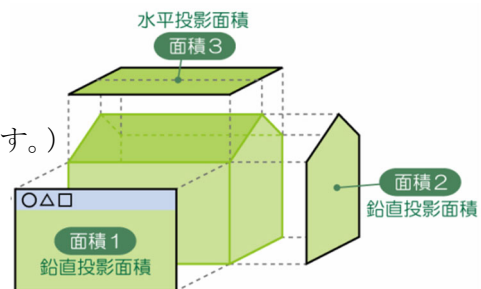
以下の行為を行う際は、届出の必要はありません。

●建築物の新築および工作物の新設以外の行為

行為	届出を要しない規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの(建築物においては、建築基準法第2条第14号、15号に該当しないものとします。)
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積(※)又は屋根面の水平投影面積(※)の5分の1以下となるもの (※) 広告を含む面積 $\frac{\text{行為面積（壁面広告の面積は除く）}}{\text{壁面等の面積（壁面広告の面積を含む）}} \leq 20\%$

各壁面の鉛直投影面積・屋根面の水平投影面積

- ・各壁面の鉛直投影面積とは、右図の面積1や面積2のこと
 - ・屋根面の水平投影面積とは、右図の面積3のこと。
(ただし、見えない壁面についても同様に考えるものとします。)
- ※水平投影面積及び鉛直投影面積は、
壁面広告等の面積を含みますが、
屋上広告の面積は含みません。

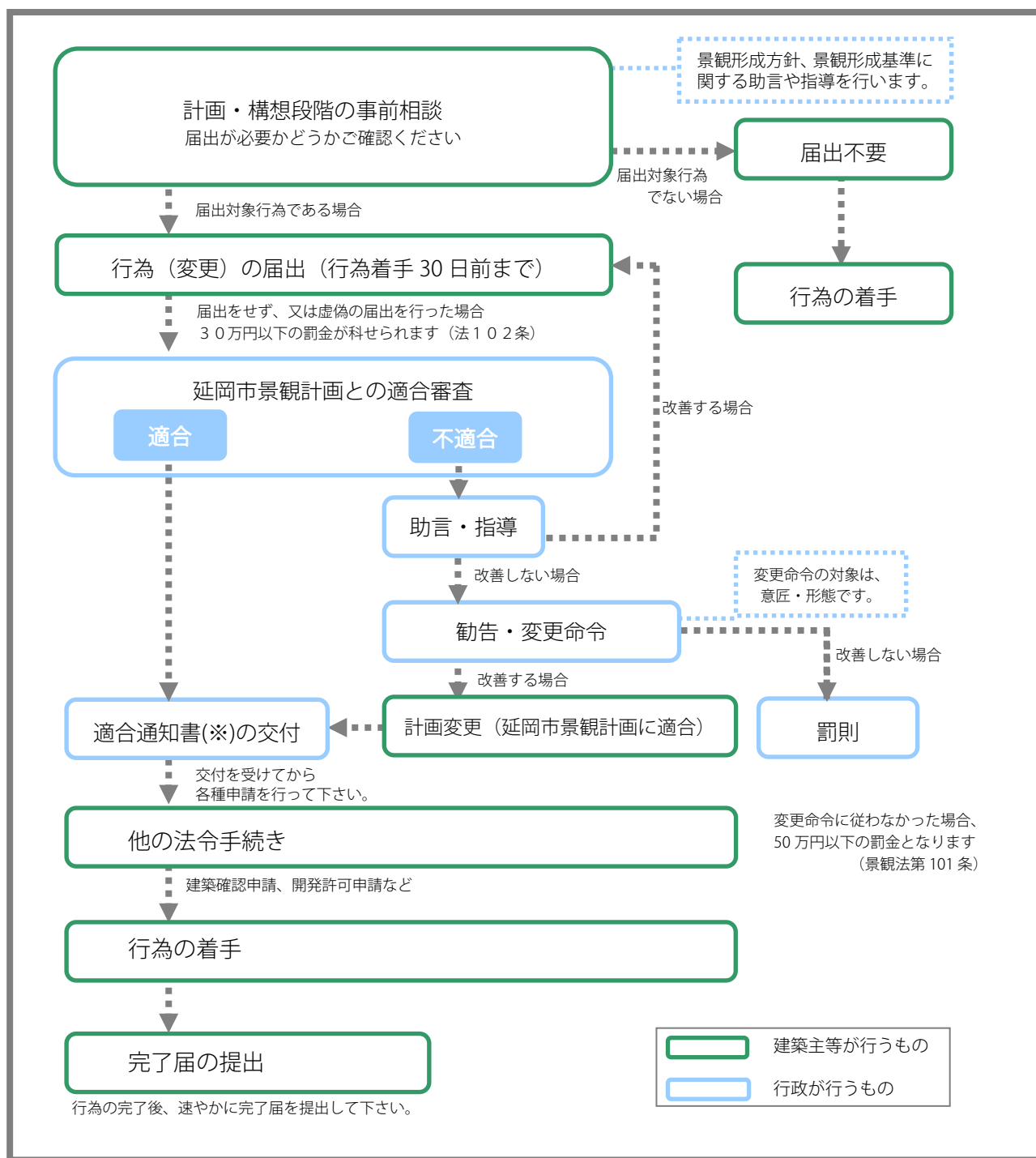


●その他

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (4) 仮設の工作物の建設等
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (6) 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 - ・文化財保護法、宮崎県文化財保護条例、延岡市文化財保護条例
 - ・屋外広告物法(広告塔などの柱については届出が必要となります。)

5. 届出等の手順

届出対象行為に該当する場合は、条例に基づき、行為着手の30日前までに届出を行わなければなりません。なお、届出前の計画に関する事前相談を受け付けていますので、ご相談ください。



※届出の内容が景観計画に適合する場合、適合通知書を交付します。通知書が交付されましたら、行為に着手することができます。

○届出後、計画の変更があった場合は、変更の届出が必要となります。

○届出に必要な書式は、「要綱」をご参照ください。市ホームページにてダウンロードができます。また、都市計画課窓口にて配布しております。

6. 届出に必要な書類、様式等

届出書には、以下の図書を添付して下さい。

行為	図書	
	種類	備考
建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転または外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	配置図	敷地境界及び建築物の位置を表示する図面。 縮尺 100 分の 1 以上。
	立面図	彩色が施された2面以上の立面図で、マンセル値を記載したもの。縮尺 50 分の 1 以上。
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真。 2方向以上撮影。
土地の形質の変更	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載したもの。
	断面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載したもの。 のり面については、処理方法及び使用材料等を記載したもの。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。 2方向以上撮影。
木竹の伐採または移植	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	平面図	木竹の位置、伐採及び移植の区域、木竹の名称を記載したもの。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。 2方向以上撮影。
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積又は貯蔵	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	平面図	集積又は貯蔵の区域を記載したもの。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。 2方向以上撮影。

次ページより、記入例を明記した様式を添付します。

令和○年○月○日

延岡市景観計画区域内行為（変更）届出書

延岡市長 殿

行為の着手の30日以上前に
届出してください。

届出者は、建築主・築造主です。
※設計者・工事請負者は不可。

郵便番号 882-○×○×

住 所 延岡市○町○番地○

氏 名 景観 太郎

電話番号 0982-**-****

届出者

第16条第1項
景観法 の規定により、次のとおり届け出ます。
第16条第2項

城山周辺地区やシンボルロード周辺地区
が該当します。
それ以外は“上記以外の区域”にチェック

区 域 区 分	☐ 景観形成重点地区	() 地区
	☒ 上記以外の区域	
行為の 場所等	延岡市○町○番地○	
	用 途 地 域	第2種中高層住居専用地域
行為の 期間	着手予定日 令和○年 5 月 1 日	完了予定日 令和○年 12 月 1 日
	郵便番号 882-****	
設 計 者 (代理者)	住 所 延岡市○町○番地○	
	氏 名 延岡太郎 (電話 0982-**-****)	
	事務所名 有限会社 景観建築設計事務所	
施 工 者	郵便番号 882-****	
	住 所 延岡市○町○番地○	
	氏 名 延岡次郎 (電話 0982-**-****)	
	事務所名 株式会社 景観建設	
行 為 の 種 類	①建築物	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕、模様替） ☐ 色彩の変更
	②工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕、模様替） ☐ 色彩の変更
	③土地の形質の変更	☐ 切土 ☐ 盛土
	④木竹の伐採又は 移植	☐ 伐採 ☐ 移植
	⑤屋外における土石、 廃棄物、再生資源等 の集積または貯蔵	☐ 集積 ☐ 貯蔵

※該当する項目について□にチェックしてください。

該当する項目にチェック
してください。

①建築物の概要	主 要 用 途		共同住宅		建築物の新築の場合 増築の場合	
	構 造		RC 造 一部			
	階 数		地上 3 階 地下 - 階			
	敷 地 面 積		6,700 m ²			
	建 築 面 積		届出部分 1,123 m ²	届出以外の部分 ※既存建築物の 建築面積を記入 m ²	合計 1,123 m ²	
	延 べ 面 積		届出部分 3,059 m ²	届出以外の部分 ※既存建築物の 延べ面積を記入 m ²	合計 3,059 m ²	
	最 高 高 さ		8.5m			
	屋上に設置する建築 設備の種類及び高さ		高架水槽 m クーリングタワー 2.7 m その他 () m			
	工作物等を含めた高さ		11.2m			
			仕 上 げ (材料・方法)		色彩※1 (マンセル表色系の値を記入すること)	
					基調色※2	従属色※2
	屋 根		アスファルト防水	4BG7.5/1.5	-	-
	外 壁	第 一 立 面	タ イ ル 貼	10YR6.5/2	10YR8.5/2	-
		第 二 立 面	タ イ ル 貼	10YR6.5/2	10YR8.5/2	-
	アクセント色を用いた場合、各壁面の鉛直投影 面積又は屋根面の水平投影面積に占める割合 ※算出根拠を提出図面に記入すること。			屋 根 面		- %
			第 一 立 面		- %	
			第 二 立 面		- %	
建築物の色彩 の変更の場合		外観の変更(修繕、模 様替え)及び色彩の変 更		届 出 内 容		外観の塗替え
				届出部分の面積		766 m ²
②工作物の概要	種 類		☒ 鉄塔 ☐ その他 ()		工作物の新設の場合	
	主 要 用 途		携帯用無線基地局			
	構 造		鉄骨造			
	高 さ		14.0m			
	色彩※1 (マンセル表色 系の値を記入すること)		基 調 色※2	N7	アクセント色の割合 %	
		従 属 色※2				
		ア ク セ ン ト 色				
③土地の形質の変更の概要		目 的				
		法面の最高高さ		m		
		面 積		m ²		
④木竹の伐採または移植の面積		m ²				
⑤屋外における土石、廃棄物、再生 資源等の集積または貯蔵の概要		種 類				
		期 間		高 さ	面 積	
		年 月 ～ 年 月まで		m	m ²	

※1 色彩について、色彩が施されていない場合は、素材そのものの色をマンセル表色系で記入して下さい。

※2 基調色とは、全体のイメージとなる土台の色のことです。従属色とは、基調色の次に広い部分を占める色の
ことです。

配慮した部分について□
にチェックしてください。

設計上特に配慮した事項（工作物・建築物） ※配慮した部分について□にチェックしてください。

	配 慮 し た 事 項
配 置	□道路等の公共用地に面する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮した。 ☒周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とした。 □既にまちなみが形成されている地域では、周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とした。 □山なみの稜線などへの良好な眺望に配慮した配置となるように努めた。 □その他（ ）
高 さ	□周辺の（まちなみ・海浜景観）から突出した、（まちなみ）景観と不調和な高さとならないように配慮した。 ☒山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さとなるように努めた。 □橋梁などの主要な視点場から見て、河川景観と調和した高さになるように配慮した。 □周辺の（田園・自然）景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮した。 □城山周辺地区については、建築物等の高さを標高2.1m以下とした。 ☒建築物等の高さは、周囲の建築物等と調和したスカイラインを形成するよう努めた。 □その他（ ）
形 態 意 匠	□周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落着きのある形態・意匠とした。 ☒大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮した。 □山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように配慮した。 □建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努めた。 □特に、まちなみ低層部の連続性の確保、デザインの高質化等により、にぎわいと統一感の演出に努めた。 □道路に面する建築物等の1階部分については、中心市街地にふさわしい外観とし、シャッターは夜の景観に配慮した意匠とした。 □橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮した。 □連続性のあるまちなみ景観の形成に努めるとともに、歴史的雰囲気と調和した風格のある景観を形成するような形態・意匠とした。 □城山や愛宕山、今山などからの眺めを妨げないような形態となるように努めた。 □その他（ ）
色 彩 素 材	□周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いた色彩・素材とした。 ☒色彩については、マンセル値によりR、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とした。 ☒屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとした。 □延岡らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努めた。 □過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努めた。 □愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮した。 □木材や石材等の自然素材色と類似した色調を基調とするなど、四季の移り変わりとの調和も考慮した色彩とした。 □その他（ ）
屋 外 設 備 類	□屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置した。やむを得ず見える位置に配置した場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮した。 □日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮した。 □道路など公共用地に接する場所にベランダ、バルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するように構造及び意匠を配慮した。 □ベランダ、バルコニー類の生活用品は外部から見えにくいような工夫をし、緑化等によって潤いのある表情をつくるように努めた。 □その他（ ）
外 構	☒道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、見通しのきくフェンス、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮した。 ☒ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置した。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮した。 □駐車場、駐輪場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材（板塀、竹垣、石積み等）による修景に努めた。 □大規模な敷地については、敷地内に歩行者のための通路を設けるなど、魅力のある商業空間の形成に努めた。 □その他（ ）
緑 化	☒既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努めた。 ☒道路など公共用地から見える場所については、できる限り緑化に努めた。 □道路など公共用地から見える場所については、周辺に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出するよう努めた。 □敷地内部は少ないスペースでも出来る限り緑化に努めた。 □愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努めた。 □庭先・店先に植栽スペースを確保したり、庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい市街地景観の形成に努めた。 □庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努めた。 □道路境界と建築物等との間に適切に高木を配置するなど、緑に包まれたうるおいと落ち着いたある工場地景観の形成に努めた。 □その他（ ）

照 明	☐ 周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とした。 ☐ 回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しないこととした。 ☐ デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努めた。 ☐ 商業施設において、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努めた。 ☐ 市街地においては橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮し、デザイン性の高いライトアップにより 夜間景観のにぎわいの演出に努めた。 ☐ その他 ()
そ の 他	☐ 市街地のアーケードについて、光を通す透明または半透明の材質の屋根とした。デザインについては、道路や歩道の動線を配慮し、近隣のアーケードや街並みと調和のとれたものとした。 ☐ その他 ()

設計上特に配慮した事項（その他） ※配慮した部分について□にチェックしてください。

配 慮 し た 事 項	
土地の形質の変更	☐ 既存の地形を生かした必要最小限の形質の変更、既存樹木の保全、周辺との調和に配慮した形態・素材の採用、在来種による緑化等により、周辺景観と調和したものとなるように配慮した。 ☐ その他 ()
木竹の伐採または移植	☐ 伐採・移植する範囲は必要最小限とし、周辺景観を著しく損ねることのないよう努めた。 ☐ 樹林地の一部を保全または可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮した伐採・移植とした。 ☐ その他 ()
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積または貯蔵	☐ 土石等の集積または貯蔵を行う場合は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置した。 やむを得ず見える位置に配置する場合は、敷地境界線からできる限り後退した位置への配置、植栽や塀による遮へい、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、周辺景観との調和に配慮した。 ☐ その他 ()

完了届は、工事完了後、
速やかに提出して下さい。

令和〇年〇月〇日

延岡市景観計画区域内行為完了届出書

延岡市長 殿

郵便番号 882-〇×〇×

届出者 住 所 延岡市〇町〇番地〇
氏 名 景観 太郎

電話番号 0982-**-*****

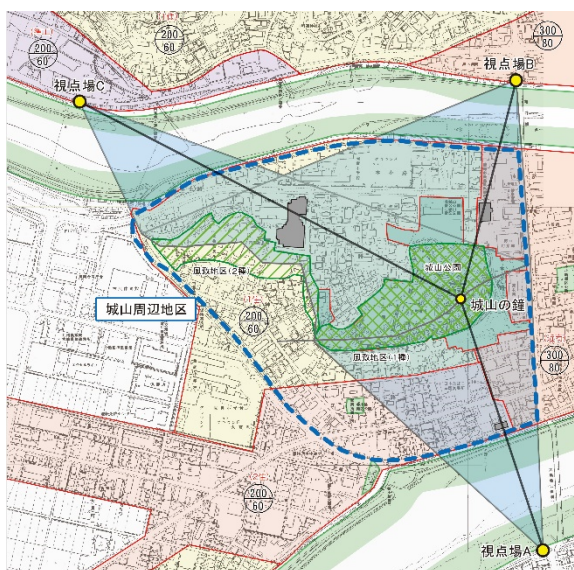
延岡市景観条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出日	令和〇年〇月〇日		延岡市景観計画区域内行為届出書を提出した日にちを記入して下さい。
番 号	第 〇 - 〇 号		適合通知書に表記された番号を記入して下さい。
行為の場所	延岡市〇〇町〇〇番地〇		
行為の種類	☒ 建築物	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替) ☐ 色彩の変更	
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替) ☐ 色彩の変更	
	☐ 土地の形質の変更		
	☐ 木竹の伐採または移植		
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積または貯蔵		
行為の内容	共同住宅の新築		

※ 該当する項目について□にチェックして下さい。
※ 完了後の状況を示す写真を添付して下さい。

工事完了後の写真を必ず添付してください。

7. 城山周辺地区における高さ制限について



主な視点場から城山への良好な現状の眺望景観を保全するために、現況の建築物等の最高高さや、法定容積率・建ぺい率との整合性を検討したうえで、建築物等の高さの制限を標高21m以下と決めました。

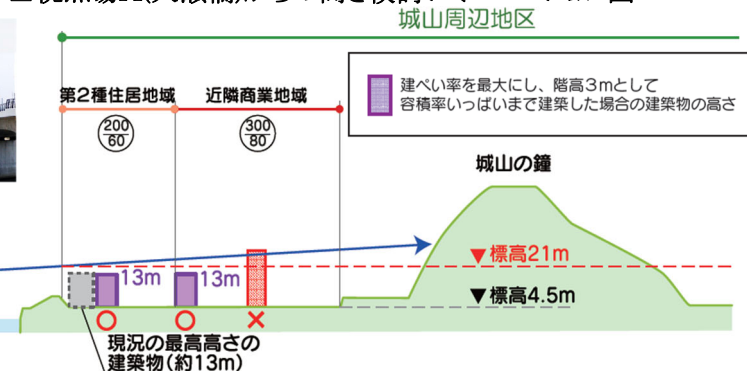
ただし、市長が景観審議会または景観アドバイザーの意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるときはこの限りではありません。

■視点場A(大瀬橋)から城山方面への眺望



視点場A
(大瀬橋)

■視点場A(大瀬橋)からの高さ検討シミュレーション図

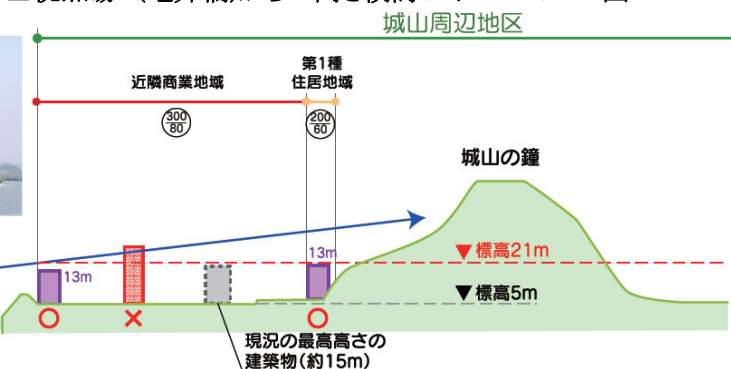


■視点場B(亀井橋)から城山方面への眺望



視点場B
(亀井橋)

■視点場B(亀井橋)からの高さ検討シミュレーション図

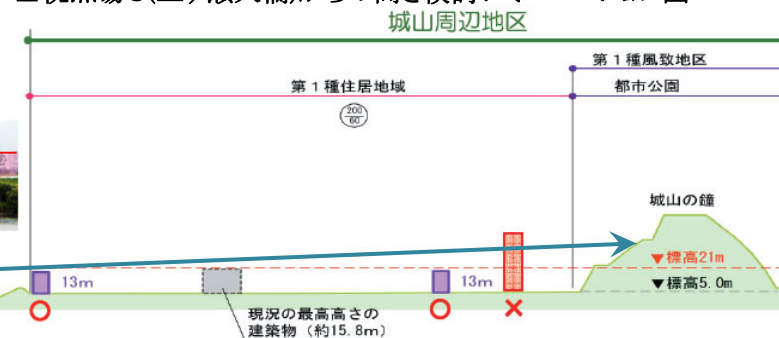


■視点場C(五ヶ瀬大橋)から城山方面への眺望



視点場C
(五ヶ瀬大橋)

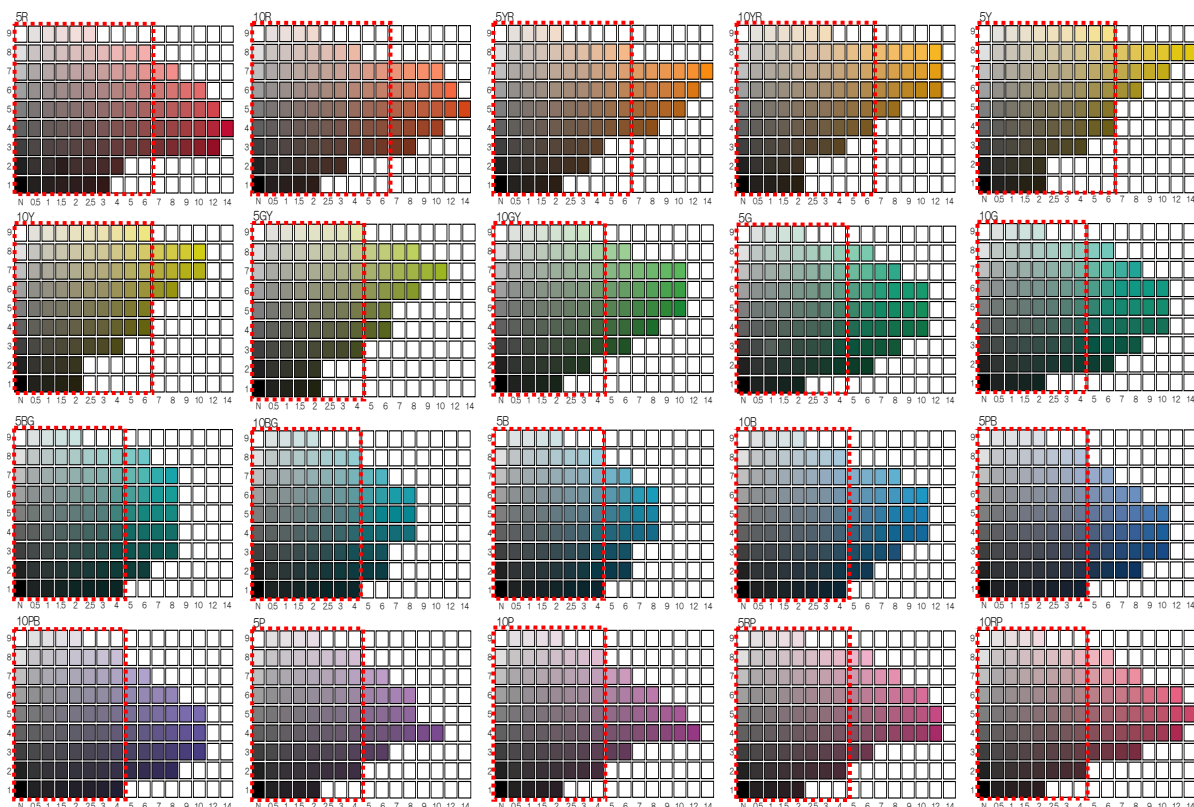
■視点場C(五ヶ瀬大橋)からの高さ検討シミュレーション図



8. 延岡市景観計画における色彩基準

延岡市景観計画では、建築物、工作物の壁面、屋根、屋上に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値で色相R、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下」としています。

下の図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり正確なマンセル値とは異なるため実際の色は色表で確認して下さい。



ただし、次に該当する場合は、色彩の制限の対象外とします。

- (1) アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積または屋根面の水平投影面積の5分の1まで）※壁面広告物はアクセント色には含まれません。
- (2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- (3) 航空法その他の法令に基づき設置するもの
- (4) 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの
 - ・質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの
 - ・植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど

地域特性に合った色彩を用いることによって、延岡らしい景観をつくることができます。周辺の自然景観やまちなみと調和した色彩とするためには、自然の色彩や周辺の建物の色彩の傾向を把握し、建物の景観的な役割について認識することが大切です。美しいまちを構成するのは、一つ一つの建造物です。「住んでよし、訪れてよし」のまちにふさわしい延岡の景観をつくりあげていくために、『外壁は公共の色』という認識を深め、延岡の景観特性がより生かされる色合いにしていきたいと思います。